平成２５年（フ）第２３０９号
大阪市住吉区我孫子東３丁目９番24号　エミネントアビコ203号
債務者　阿部　洋輔
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３１１号
大阪市城東区古市３丁目１番２―1106号
債務者　岡嶋千惠美
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３４１号
大阪府高槻市城南町４―19―29　レオパレスＮＫサウスキャッスル208号室、住民票上の住所大阪府枚方市茄子作北町31番33号
債務者　竹中　　敬
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４５４号
大阪市大正区三軒家西１丁目４番21号　サンクライムハイツ303号
債務者　向田　　茂
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４５９号
大阪府東大阪市花園東町１丁目15番４号　東花園ハウス106号
債務者　伊原　政甫
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４６５号
大阪府高槻市牧田町６番39―103号
債務者　中尾　　寛
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４６６号
大阪府高槻市牧田町６番39―103号
債務者　中尾多數子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５４３号
大阪府枚方市津田元町３丁目８番17号
債務者　犬童　敬二
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５９５号
大阪市生野区巽北２丁目16番15―203号
債務者　金元政子こと　金　　政子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６０５号
大阪府守口市八雲東町１丁目４番７―301号
債務者　吉見　健司
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６３７号
大阪市中央区玉造１丁目４番14―403号
債務者　木村ひとみ
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６６３号
大阪市浪速区恵美須西３丁目４番22―504号
債務者　赤堀　　香
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６６５号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目２番２―402号
債務者　草野　泰昌
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７０３号
大阪市東淀川区淡路３丁目11番11号
債務者　坂野　律子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７２５号
大阪市北区天神橋１丁目12番22号　昭和天一ビル210号室
債務者　福田　裕子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第３８号
長崎県佐世保市世知原町栗迎156番地２
破産者　大翔産業株式会社
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第２４０号
千葉県船橋市山野町43番地　レクセルマンション西船橋第２―301号
破産者　大塚　憲三
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２５２号
千葉県船橋市上山町１丁目207番地30　山内マンション105号
破産者　宇田川佳克
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係